

令和3年11月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 令和3年11月19日（金）13時30分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 氏家義雄委員， 2 都築和子委員， 3 高畑強委員， 4 藤田諭史委員，  
5 松本健委員， 6 立石泰夫会長， 7 田中渉委員， 8 内田猛委員，  
9 杉原倫代委員， 10 松岡一雄委員， 11 大前純一委員， 12 瀬川治  
会長職務代理者， 13 福崎元文委員， 14 松原影明委員
4. 欠席委員 なし
5. 傍聴人 なし
6. 事務局 局長 杉山 和也， 係長 我部山 美治
7. 議 案 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
8. 報 告 報告第1号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について
9. 議 事
- 局 長

それでは、ただいまより、令和3年11月の農業委員会総会（定例会）を始めさせていただきます。本日は都築委員よりすこし遅れるとの連絡を受けておりますことをご報告させていただきます。

それでは、始めに立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

皆さんこんにちは。毎月同じような挨拶になるのですが、まず新型コロナ。全国的には感染者が確認されておりますが、香川県においては、この1か月ほとんど確認されていないため、感染警戒期に移行しました。催物の開催についても緩和されたところです。善通寺市からの開催内容の変更についての連絡は来ておりません。第3回目のワクチン接種が始まるようですが、皆様方におかれましては、周りの方々も安心できるよう是非ワクチン接種を受けられるようお願いします。次に、農産物の価格であります。たまねぎの価格が平年を上回る一方、はくさい、キャベツ、レタスな

ど、葉もの野菜と米の価格が安値水準で推移しております。価格については、天候などの影響により変動しているため、一喜一憂せず長期的な視野を持って農業に頑張っていたいただきたいと思います。市内の農地を見ますと、遊休農地が一段と目に付くようになりました。新規就農者は限られておりますので、地域の皆さんに遊休農地がすこしでも解消できるよう頑張っていたと思います。

局 長

ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

それでは、令和3年11月の農業委員会定例会を進めて行きたいと思っておりますので、ご協力をよろしく申し上げます。

本日の議事録署名人には、8番の内田委員さんと、9番の杉原委員さんの両名、よろしく申し上げます。

それでは早速ですが、議案に入りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。議案書の1ページで、2案件ございます。

番号1ですが、贈与による所有権移転の案件で、【申請人申請地読上げ】

本案件の譲渡人は、昨年農地を相続により取得したところですが、一人暮らしであるため農地を手放し、農業を廃止したいと考え、親戚である譲受人に引き取って貰えないかと相談したところ、話がまとまったため申請したものです。なお、申請地には米麦を作付けする計画が提出されております。

次に番号2につきましても、贈与による所有権移転の案件で、【申請人申請地読上げ】

本案件の申請人は兄妹であり、譲渡人の赤松様が昨年農地を相続により取得したところですが、以前から譲受人の兄が農作業を行っているため、

贈与するものであります。

なお、申請地には水稻を作付けする計画が提出されております。

以上、2案件、登記地目は田が7筆、面積は4,945㎡であります。

申請があった2案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の全部効率要件、同項第4号の農作業常時従事要件、第5号の下限面積要件及び第7号の周辺地域との調和要件の審査基準を全て満たしていますので、許可相当と考えております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページで、1案件でございます。

番号1ですが、賃借権の設定で一時転用でございます。【申請人読上げ】

申請は、転用者が【申請地読上げ】の農地を借り受け、工事車両及び資材の仮置場とするものです。

高木工業所は市道宮ノ前三条1号線配水管更新工事を受注したため、工事期間中、車両の仮置き場及び資材置き場として利用するため申請したものです。賃貸借の期間は、令和3年12月20日から令和4年2月28日までとなっております。

なお、本申請地は農振農用地区域内にある農地以外の農地で、第2種農地に区分されています。

以上1案件、登記地目は田が1筆、転用面積は629.95㎡であります。提出書類には特段不備はなく、転用について近隣の農地関係者の方との調整を了しており、審査基準を満たすものであることから、特に問題は無いと考えておりますので、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号1の申請地は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。11月4日に委員4名で現地確認を実施しました。

何の問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということでした。

それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

これで本日の議案審議については、全て終了いたしました。

続きまして、報告第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認について、事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは、報告第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認についてご説明いたします。議案書の最終ページで、残存小作地の合意による解約の1案件でございます。

【申請人読上げ】

本通知の農地、【申請地読上げ】は、残存小作地であります。賃借人は単身赴任中で耕作が難しいため、返還することを申し出したところ、離作補償なしでの解約で合意したため通知があったものです。

今月は以上1件の通知がありました。よろしく申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、報告第1号、農地法第18条第6項解約通知報告について、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、報告第1号につきましては、通知のとおり受理することに決定いたします。

会 長

これをもちまして全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

閉会時刻 13時45分 終了

善通寺市農業委員会総会会議規則（昭和32年善通寺市農業委員会規則第1号）第18条第  
2項による署名人

農業委員会会長

8番委員

9番委員

会長職務代理者